



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年1月20日金曜日 第2841号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....(情報政策課).....21

救急病院の協力申出.....(医療対策課).....21

地籍調査事業計画の公表.....(農政課).....21

市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....(農地整備課).....22

肥料の登録.....(農産園芸課).....22

農用地利用配分計画の認可申請.....(農産園芸課担い手・農地保全対策室).....22

保安林予定森林にする旨の通知.....(森林整備課).....23

港湾施設の概要.....(港湾海岸課).....23

公共測量の終了の通知.....(道路維持課).....23

都市計画事業の施行.....(都市整備課).....23

指定障害児通所支援事業者の指定.....(中予地方局地域福祉課).....23

指定居宅サービス事業者の指定.....(").....24

指定介護予防サービス事業者の指定.....(").....24

指定居宅サービス事業の廃止.....(").....24

指定介護予防サービス事業の廃止.....(").....24

道路の区域変更(県道広田双海線).....(中予地方局管理課).....24

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局).....25

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....(公営企業管理局総務課).....25

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第43号

次のとおり落札者を決定した。
平成29年1月20日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県自治体情報セキュリティクラウドへのファイル無害化システム構築業務の委託 一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年1月5日	株式会社STNet 香川県高松市春日町17-35番地3	65,880,000円	一般競争入札	平成28年11月22日

○愛媛県告示第44号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。
平成29年1月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大 洲 市	平成32年1月10日まで

○愛媛県告示第45号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成29年1月10日次のとおり定めた。
平成29年1月20日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
	堀江地区の一部 勝岡地区の一部	平成29年3月31日まで "	地籍調査 "

松 山 市	上総地区	''	''
	水口地区	''	''
	内宮地区の一部	''	''
	馬木地区の一部	''	''
	柳谷地区	''	''
	河中地区	''	''
	梅木地区	''	''
	東川地区	''	''
	恩地地区	''	''
大井野地区	''	''	
今 治 市	東鳥生町、北高下町、南高下町、衣千町の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	北鳥生町、南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	''	''
	南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	''	'' (概況調査)
	衣千町、石橋町、広紹寺町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	''	'' (概況調査)
宇 和 島 市	大浦の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	上畑地の一部	''	''
	下畑地の一部	''	''
	高串の一部	''	''
	大浦の一部	''	数値情報化
	上畑地の一部	''	''
下畑地の一部	''	''	
八 幡 浜 市	向灘の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	日土町 5 番耕地の一部	''	''
	八幡浜の一部	''	''
	向灘、大平、北浜等の一部	''	''
	大谷口一丁目等 7 単位地区	''	'' (概況調査)
	向灘の一部	''	数値情報化
日土町 5 番耕地の一部	''	''	
新 居 浜 市	高木町の一部、庄内町の一部、坂井町の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	庄内町二丁目、庄内町三丁目	''	''
	別子山弟地の一部	''	''
	大生院戸屋鼻の一部	''	''
	東田の一部、光明寺の一部	''	''
	弟地、筏津、保土野の一部	''	''
西 条 市	西泉の一部、坂元の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	坂元の一部	''	''
	坂元の一部、氷見の一部	''	''
	氷見の一部	''	''
	西泉の一部、坂元の一部	''	数値情報化
坂元の一部	''	''	
大 洲 市	長浜の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	新谷の一部	''	''
	菅田の一部	''	''
	宇津の一部	''	''
	沖浦の一部	''	''
	新谷の一部	''	数値情報化
	菅田の一部	''	''
長浜の一部	''	''	
	富郷町寒川山の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査

四国中央市	川滝町下山領家の一部	''	''
	金生町山田井の一部	''	''
	富郷町津根山の一部	''	''
	土居町上野の一部	''	''
	新宮町馬立の一部	''	数値情報化
	土居町上野の一部	''	''
	金生町山田井の一部	''	''
	金砂町平野山の一部	''	''
東 温 市	松瀬川の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	河之内の一部	''	''
上 島 町	魚島一番耕地の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
松 前 町	北川原の一部	平成29年 3月31日まで	地籍調査
	北黒田の一部	''	''
	筒井、浜、東古泉、の一部	''	''
	南黒田の一部	''	''
	筒井、北黒田の一部	''	''
	浜(新立)の一部	''	'' (概況調査)
	浜(本村)の一部	''	'' (概況調査)

○愛媛県告示第46号

松山市営土地改良事業(ほ場整備事業・丹波地区)の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

- 2 縦覧期間

平成29年 1月23日から 2月17日まで

- 3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第47号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年 1月 11日	愛媛県第1292号	魚かす粉末	魚かす粉末 8 - 7号	窒素全量 8.0 りん酸全量 7.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第48号

平成28年12月12日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 九王	愛媛県今治市大西町 九王甲1693番地	愛媛県今治市大西町 九王甲15番 1ほか10 3筆	90,146.11
河 村 知 己	愛媛県四国中央市土 居町野田乙1074番地	愛媛県四国中央市土 居町野田乙1089番ほ か2筆	2,516

2 認可年月日

平成29年 1月11日

○愛媛県告示第49号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上畑野川乙63の2、乙63の3、乙63の5、乙72の6、乙75、乙75の2、乙99の4、乙99の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上畑野川乙63の5・乙72の6・乙75・乙75の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第50号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

○愛媛県告示第53号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 1月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100847	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町4丁目1番12号	阿 部 進	放課後等デイサービス	なないろの羽空港通りルーム	愛媛県松山市空港通2丁目9-23	平成28年12月17日

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2341番	延長 280.0メートル 幅員 30.0メートル
荷さばき地	同 上	面積 4,800平方メートル
野 積 場	同 上	面積 65,595平方メートル
船舶給水施設	同 上	給水能力 毎分0.5立法メートル 数量 4基

○愛媛県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 作業期間 平成28年11月14日から平成29年 1月 5日まで
- 作業地域 新居浜市郷一丁目、郷二丁目、郷四丁目

○愛媛県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・2・24号 松山駅西口南江戸線
3・3・12号 松山環状線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
愛媛県松山市南江戸一丁目、三丁目及び五丁目地内
(2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 1月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 履継会	訪問看護リハステーション CORE	愛媛県伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーションビル101	平成28年12月1日	訪問看護

○愛媛県告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 1月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 履継会	訪問看護リハステーション CORE	愛媛県伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーションビル101	平成28年12月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 1月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社よしまる	デイサービス 未来 まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番 1	平成28年12月31日	通所介護

○愛媛県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 1月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社よしまる	デイサービス 未来 まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番 1	平成28年12月31日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字成甲1064番 1地先から 同字甲1052番 1地先まで	旧	メートル 5.7~13.2	キロメートル 0.206	
			新	5.7~13.2 8.9~26.9	0.206 0.162	

"	"	伊予市双海町上瀬字成甲1207番2地先から	旧	78~11.7	0.119	
		同字甲1064番1地先まで	新	12.5~18.5	0.119	

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事及び愛媛県教育長から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 1月20日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 毛 利 修 三
 同 黒 川 洋 介
 同 岡 田 清 隆

選定した特定の事件	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について		
監査の結果に関する報告提出年月日	平成28年 3月25日		
監 査 対 象 機 関	総務部 総務管理局 私学文書課 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課		
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容		
<p>私立学校からの提出書類の確認について</p> <p>私立学校の公共性の向上と健全な発展を図り、教育を振興するために、私立学校法等で知事への提出が定められている書類をもれなく受理して確認するとともに、提出されていない場合にはその理由を確認し、提出を求める必要がある。</p> <p>私立学校への実地調査の結果について</p> <p>学校法人が法令の規定や寄附行為等に違反していないかを確認するために必要な調査項目については、それぞれ調査済みか否かを明記し、調査終了後取りまとめ時には、調査が未実施となった項目にかかる対応方針を明らかにすることが必要である。</p>	<p>学校法人の資産総額に変更があった場合には毎事業年度末日から2月以内に登記をするとともに、知事への届出が義務付けられているが、一部の学校法人において未提出であったため、平成28年5月25日付け及び同月27日付けで、学校法人理事長に対して定められた期日までに必要な書類を提出するよう改めて通知した結果、全ての学校法人から提出があった。</p> <p>平成26年度の調査では、「子ども・子育て支援新制度」の平成27年度からの施行に伴う必要な確認、教職員資格の確認等に想定以上の時間を要したために調査未実施の項目が出たものであるが、平成27年度からは、事前準備を十分に行うなど可能な限り予定時間内に調査を終えるよう努めるとともに、未実施となった項目は、後日、書面や電話等で確認を行った。</p>		
監 査 対 象 機 関	教育委員会事務局 指導部 高校教育課		
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容		
<p>使用許可書の不服申立てにかかる教示について</p> <p>使用許可書の文面中に不服申立てに関する記載があるが、学校施設が行政財産であることから知事に不服の申立て（審査請求）をできると教示すべきところ、どこに申し立てるのか不明瞭であり、校長としているもの、教育委員会としているものなどがある。</p> <p>なお、使用許可書に記載すべき不服の申立て（審査請求）にかかる表記については、教育委員会で統一的なものとするのが望ましい。</p>	<p>県立学校における使用許可に係る不服申立ては、地方自治法の規定に基づき「知事」に対してしなければならないことから、今後その旨の教示を適切に行うよう、平成28年3月4日付け文書で、全ての県立学校に周知した。</p> <p>なお、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、審査請求期間が60日から3箇月と改正されたため、教示の内容の修正が必要となったことから、同年6月28日付けで、再度、全ての県立学校に周知した。</p>		

公 営 企 業 公 告

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 1月20日

愛媛県立中央病院長

西 村 誠 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約4,800,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 5528
- (2) 入札書の受領期限
平成29年3月6日（月）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付等
- ア 交付期間
平成29年1月20日（金）から2月17日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
- イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年3月6日（月）午後1時30分
愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成29年2月17日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 800 000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 6 March 2017

(3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 5528